平成２４年（フ）第１５０号
宮城県大崎市古川金五輪１丁目３番10号
グットファーストリビングＤ棟
債務者　熊谷　圭司（旧姓三浦）
1　決定年月日時　平成25年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月５日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２４年（フ）第１６７号
宮城県大崎市古川稲葉字土手内105番地１
トーヨーハイツ209号、従前の住所宮城県大崎市三本木字北町47番地１
債務者　千葉　教順
1　決定年月日時　平成25年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月５日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２５年（フ）第７号
宮城県栗原市若柳字川北片町36番地２
債務者　阿部　広敏
1　決定年月日時　平成25年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月５日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２４年（フ）第８８号
群馬県桐生市新里町新川1863番地19
債務者　柿田　健二
1　決定年月日時　平成25年２月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月５日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２４年（フ）第６５０２号
大阪市西成区天下茶屋東２―14―30―11、住民票上の住所大阪市生野区巽中４丁目10番６号
債務者　植田真由子
1　決定年月日時　平成25年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６５２４号
大阪市西淀川区大和田４丁目３番５号　メゾンシエル505号室
債務者　水本　幸親
1　決定年月日時　平成25年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６５８１号
大阪市淀川区三津屋北１丁目35番15号
債務者　サンタクララこと　永野　芳弘
1　決定年月日時　平成25年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６６０４号
大阪市淀川区十八条２丁目18番110号
債務者　前橋　保之
1　決定年月日時　平成25年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６６２３号
大阪市住吉区苅田７丁目４番10―417号
債務者　小縣　一明
1　決定年月日時　平成25年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６６４６号
大阪府門真市下島町８番21号　下島ハイツ202号
債務者　釘本　　梢
1　決定年月日時　平成25年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６７１０号
大阪市東淀川区豊新３丁目23番４号　淀川ハイツⅡ306号
債務者　上野　耕一
1　決定年月日時　平成25年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２３２号
大阪市平野区加美北７丁目１番30号、住民票上の住所大阪市西区新町１丁目９番９号　藤マンション405号
債務者　舩松　光子
1　決定年月日時　平成25年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２９９号
大阪市福島区海老江２丁目８番28号
債務者　長澤　秀和
1　決定年月日時　平成25年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３２７号
大阪府豊中市豊南町南６丁目６番24号
債務者　長田　美次
1　決定年月日時　平成25年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３２８号
大阪府吹田市山田西１丁目８番３―705号
債務者　丹生　由紀
1　決定年月日時　平成25年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３３４号
大阪府東大阪市足代１丁目３番８号
債務者　吉田美千代
1　決定年月日時　平成25年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１００４号
神戸市灘区高尾通３丁目１番18号　第２ヴィラ摩耶302号、従前の住所神戸市灘区赤坂通１丁目２番１―２号
債務者　堀川運送こと　堀川　哲哉
1　決定年月日時　平成25年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月５日まで
神戸地方裁判所第３民事部